

雇用支援奨励金（若年者向け）チェックシート

（申請を検討されている方はこのシートでチェックしてください）

次の項目すべてが「はい」に該当する方が、奨励金を申請することができます。

1 平成29年4月1日以後に正規雇用者として就職した会社で3年以上働き続けています。	はい・いいえ
2 働いている会社（勤務先）は益子町内にあります。	はい・いいえ
3 雇用された日から雇用支援奨励金を申請をした日までの間、益子町に住民登録があります。	はい・いいえ
4 雇用された時点の年齢は35歳未満です。	はい・いいえ
5 勤めている会社の社長さんや役員さんなどの3親等以内の親族（子・孫・兄弟姉妹・甥姪など）ではありません。	はい・いいえ
6 益子町に納める税金を滞納していません。	はい・いいえ
【会社の方に確認してください。】 7 「正規雇用者」として雇用されています。 ※「正規雇用者」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。 ア 事業主に直接雇用される者 イ 雇用期間の定めがない ウ 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の者 エ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者 オ 雇用保険の一般被保険者	はい・いいえ
8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者に雇用されていません。	はい・いいえ
9 若年者、事業主、事業所の取締役又は監査役が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。	はい・いいえ

※雇用支援奨励金を受領後退職し、同じ会社又は、他の会社に再就職しても、雇用支援奨励金を再申請することはできません。

雇用支援奨励金（事業主）チェックシート

（申請を検討されている方はこのシートでチェックしてください）

次の項目すべてが「はい」に該当する方が、奨励金を申請することができます。

1 益子町内に事務所、店舗若しくは工場を有する個人又は法人です。	はい・いいえ
2 ハローワークに申込みをした求人で、平成29年4月1日以後に「若年者※」を雇用しています。 ※「若年者」とは、事業主が正規雇用者として雇用を開始した時点の年齢が35歳未満の方	はい・いいえ
3 若年者は、正規雇用した日から3年を経過した者で、かつ雇用した日から雇用支援奨励金の申請をした日までの間、益子町に住民登録があります。	はい・いいえ
4 若年者は、事業主又は事業所の取締役若しくは監査役の3親等以内の親族（子・孫・兄弟姉妹・甥姪など）ではありません。	はい・いいえ
5 奨励金対象となる若年者を雇用した日の3年前から申請時点までに、若年者を雇用することを理由に、他の従業員を解雇していません。	はい・いいえ
6 若年者を雇用したことで、国、県又は益子町から奨励金等の交付を受けていません。	はい・いいえ
7 益子町に納める税金を滞納していません。	はい・いいえ
8 若年者は、「正規雇用者」として雇用しています。 ※「正規雇用者」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。 ア 事業主に直接雇用される者 イ 雇用期間の定めがない ウ 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の者 エ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者 オ 雇用保険の一般被保険者	はい・いいえ
8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者ではありません。	はい・いいえ
9 若年者、事業主、事業所の取締役又は監査役が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。	はい・いいえ

※若年者が雇用支援奨励金を受領後退職し、同じ会社に再就職しても、雇用支援奨励金を再申請することはできません。